

鳥取県告示第742号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年11月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
北栄町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
北条都市計画下水道事業 北栄町特定環境保全公共下水道
- 3 事業施行期間
平成16年2月24日から平成31年3月31日まで
(変更前 平成16年2月24日から平成25年3月31日まで)
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし